

## 令和4年度からの 国民健康保険税の変更点

### ◆ 国保税の税率、均等割額及び限度額が変更されます

- ・医療分に係る特例が終了し、税率及び均等割額が特例前に戻ります。
- ・令和4年度税制改正に伴い、医療分及び後期高齢者支援金分の課税限度額が見直しされます。

	【変更前】	【変更後】
医療分	所得割 6.3%	所得割 7.1%
	均等割 30,000円	均等割 32,000円
	課税限度額 63万円	課税限度額 65万円
後期高齢者支援金分	所得割 1.4%	所得割 変更なし
	均等割 11,000円	均等割 変更なし
	課税限度額 19万円	課税限度額 20万円

※介護分については変更ありません。  
※所得割は前年（令和3年中）の所得により算定されます。

### ◆ 未就学児に係る均等割額が軽減される制度(未就学児軽減)が新設されます

この制度を適用するにあたって、皆様に手続きをしていただく必要はありません。負担額については下記表をご参照ください。

低所得者軽減区分	区分・未就学児軽減負担額 適用前→適用後
適用なし	医療分 32,000円 → 16,000円
	後期高齢者支援金分 11,000円 → 5,500円
2割軽減	医療分 25,600円 → 12,800円
	後期高齢者支援金分 8,800円 → 4,400円
5割軽減	医療分 16,000円 → 8,000円
	後期高齢者支援金分 5,500円 → 2,750円
7割軽減	医療分 9,600円 → 4,800円
	後期高齢者支援金分 3,300円 → 1,650円

問 税務課 ☎ 65-0811

## 事業者の方向け 消費税のインボイス制度説明会

会場 | 東松山税務署 2階会議室

日時 | 5月23日(月)・24日(火)  
13時30分～14時30分

定員 | 各日15名(事前登録制/先着順)

その他 | 5月から各月2回程度、東松山税務署において令和5年10月から開始する消費税のインボイス制度についての説明会を実施します。詳しい開催情報は、国税庁HPをご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により説明会の開催を延期または中止する場合があります。  
※来場に当たっては、公共交通機関をご利用ください。

問 東松山税務署 法人課税第1部門  
☎ 22-0992



インボイス制度  
特設サイト

## 5月は自動車税の納期です スマホでも納税できます！

自動車税(種別割)の納期限は5月31日(火)です。スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay、PayB、auPAY、ファミペイ、楽天銀行アプリ)を使って納付できます。また、Webサイト「埼玉県・県税クレジットカード納付サイト」を利用したクレジットカード納付やインターネットバンキング等を利用したペイジー納付、金融機関やコンビニでも納付できます。納税通知書は5月中旬ごろ、お手元に届く予定です。

※自動車税全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンターにご連絡ください。

※障害者の方のための減税申請については、窓口での受付に加えて、令和4年度から郵送及び電子申請での受付を開始します。詳しくは埼玉県HPをご確認ください。

問 自動車税コールセンター ☎ 0570-012-229

## 雑がみ保管袋をご活用ください



町では雑がみの資源化を促進するため、3月に「雑がみ保管袋」を全世帯に配布しました。これは、雑がみを分別するための一時保管ができるよう開発されたものです。雑がみを資源化することは、ごみの減量化と処理費軽減につながります。皆さまのご協力をお願いします。

### 雑がみとは？

封筒やはがき、メモ用紙や包装紙、トイレットペーパーの芯などのリサイクルできる紙類のことを指します。(「ごみ・資源分別カレンダー」の24ページをご覧ください)

### 雑がみ保管袋の使い方

雑がみ保管袋を用いて分別し、捨てる際には大きい封筒や、紙袋等に入れて、毎週水曜日の資源回収の日に雑がみとして出してください。雑がみ保管袋はできるだけ繰り返しお使いください。

※「雑がみ保管袋」は指定袋ではありません。新聞の袋や、不要になった紙袋でも代用ができます。

### 雑がみの出し方の例

「雑がみ保管袋」から雑がみを取り出し、その量に応じて、以下の例を参考に、まとめやすい方法で出してください。



毎週水曜日に「資源」として出す

紙袋に「雑がみ」だけをためて  
たまったら袋ごと出す



「雑がみ」だけを束ねて  
ひもでしばって出す

少量であれば  
雑誌にはさんで出す



問 建設環境課 環境担当 ☎ 65-0814

## ゴールデンウィーク期間中は ごみの持込みをお控えください

対象日 | 5月2日(月)・6日(金)

大型連休時の小川地区衛生組合へのごみの直接持込みは大変混雑するため、なるべくお控えください。やむを得ず持込みする場合は事前にごみを分別・分解し、すぐに荷下ろしできる状態にしてください。

受付時間 | 9時～11時30分、13時～16時

※本人確認ができるもの(運転免許証・保険証等)をご持参ください。

※ごみの荷下ろし等の作業はご自身で行ってください。職員の補助はつきません。

※ごみ収集車との混雑緩和のため、小川東中学校側から進入してください。

問 建設環境課 環境担当 ☎ 65-0814

## 太陽光発電設備に関する 条例を制定しました

町では、町民の生命及び財産の保護、豊かな自然環境及び良好な景観の形成並びに生活環境の保全を図ることを目的に、「ときがわ町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」を令和4年4月1日から施行しました。これにより、町内で、10kw以上の太陽光発電設備(屋根等に設置するものを除く)を設置する場合、条例に基づく申請が必要となります。詳しい内容等につきましては、町HPをご覧ください。

問 建設環境課 環境担当 ☎ 65-0814